別記第１号 様式

木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和　 年 　月 　日

北海道木材産業協同組合連合会 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

（申請事業者）　住所

名称

代表者職・氏名 　　　　　　　　　　　　　　　印

貴連合会の認定を得て木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

１　申請する事業所等の住所・名称（※１）

住　　所　〒

　　事業所名

２　創業年：　　　　　年　　月　　従業員数 ： 　　　　人

３　取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 ：（別添のとおり）

４　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添のとおり）

５　分別管理及び書類管理の方針（GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添のとおり）

６　その他 ：

　　TEL FAX

Email

注 ： 申請にあたっては、事業所（工場、支店等）単位で申請してください

　※１　認定申請する工場等の住所、事業所名（工場名、支店名等）を記入してください

　　　　申請事業所が申請者と同じ住所、名称となる場合は「同上」と記入してください

（担当者氏名：　　　　　　　　　　　　　）別記第２号 様式

木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 　年 　月　 日

北海道木材産業協同組合連合会 様

　（申請事業者）道木連バイオマス 第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住所

名称

代表者職・氏名

木質バイオマスの証明に係る事業者認定について、令和　年　月　日から令和　年　月　日まで３年間の認定期間の継続を申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

〔変更事項記入欄〕

　　注：当初申請から変更になる事項がありましたら記載願います

　　　　記載例：　変更前…　　　　　　　 変更後…

（担当者：　　　　　　　　　　　）

別添１－１

分別管理及び書類管理方針書（例）

○○　事　業　者

令和 年 月 日作成

本方針書は、北海道木材産業協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和６年４月１日）」を受け、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

・分別管理を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスであるかそれ以外の木材であるかを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

・製品の保管に当たっては、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

・分別管理責任者は、間伐材等由来のバイオマス、一般木質バイオマス、それ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

・間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマス等の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

別添１－２

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

○○ 事 業 者

令和　年　 月　 日作成

本方針書は、北海道木材産業協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和６年４月１日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

（書類管理）

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

別記第３号 様式

木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 　年 　月　 日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道木材産業協同組合連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事会長　松 原 正 和

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号 ： 道木連バイオマス 第　　　　　号

事業者の住所 ：

事業者の名称 ：

代表者の氏名 ：

事業所の住所 ：

事業所の名称 ：

認定の有効期間： 令和　 年　 月 　日～令和　 年　 月 　日

注：申請内容に変更があった場合及び認定の継続を希望する場合は別記様式により申請してください別記第４号様式

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　　　　　　号  　　　令和　年　月　日  木質バイオマス証明書  （売り渡し先）  ○○○○　　　様  （認定番号）道木連バイオマス第　　　　　号  　　　　　　　　 　 （事業者）　住所  事業者名など    　下記の物件は、全て間伐材等由来のバイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。  記  １．樹種  　　２．数量  数量 ： 商取引上の単位（㎥、tなど）を記述してください。    ３．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）  （１）原料区分、原料輸送区分   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備考 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |   　　（２）加工区分  　　　　□チップ加工  　　　　□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）  　　　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）  　　（３）製品輸送区分  トラック最大積載量：□4t車以上 □10t車以上 □20t車以上  輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下  □100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下  ※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。 |

注）１ なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（道木連認定番号、間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

　　２　上記は、間伐材等由来のバイオマスであることの証明の場合の例であり、一般木質バイオマスの証明の場合は、　　　部分を「一般木質バイオマス」に置き換えて記載してください

別記第５号 様式

木質バイオマスの取扱実績報告

令和 　年　 月　 日

北海道木材産業協同組合連合会　様

道木連バイオマス 第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住所

名称

代表者職・氏名

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．期間 | 令和　　年 ４月　１日～  令和　　年 ３月３１日 |
| ２．木材の取扱量（総数） | 原木（原料）入荷量 　　 　　　 m3  チップ等　　 　出荷量 　　　　　　　m3 |
| ３-(1) ２．のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 　　 　　　 m3  チップ等　　 　出荷量 　　　　　　　m3 |
| ３-(2)　　うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料）入荷量 　　 　　　 m3  チップ等　　 出荷量　 　　　　 m3 |
| ４-(1) ２．のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 　　 　　　 m3  チップ等　　 　出荷量 　　　　　　　m3 |
| ４-(2)　　うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料）入荷量 　　 　　　 m3  チップ等　　 出荷量　 　　　　 m3 |

（担当者：　　　　　　　　　　　）

別記第６号 様式

木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（変更）

令和　年　月　日

北海道木材産業協同組合連合会 様

　（申請事業者）道木連バイオマス 第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住所

名称

代表者職・氏名

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、認定を受けた内容について次のように変更していただきたく、本書のとおり申請します。

記

〔変更事項記入欄〕

　　注：当初申請から変更になる事項がありましたら記載願います

　　　　記載例：　変更前…　　　　　　　 変更後…

（担当者：　　　　　　　　　　　）

別記第７号 様式

木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

令和 　年 　月 　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

北海道木材産業協同組合連合会

代表理事会長　松原正和

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定により、令和　年　月　　日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

認 定 番 号 ： 道木連バイオマス　第　　　　　　号

事業者の住所 ：

事業者の名称 ：

代表者の氏名 ：

事業所の住所 ：

事業所の名称 ：

取消の理由　　：

　※　認定を取り消された事業者は、要領第十一の３に基づき、認定を取り消された日の翌日から起算して１年間、新たに事業者の認定申請を行うことができません。